

# 総務教育常任委員会資料

(令和2年4月21日)

## 〔件名〕

- ・第2回米子児童相談所施設内虐待事案に係る検証チーム会議結果について 【行政監察・法人指導課】・・・1
- ・「住民基本台帳ネットワークに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務の特定個人情報保護評価書（案）」の再評価に係るパブリックコメント等の実施結果について 【情報政策課】・・・2
- ・新型コロナウイルス感染症にかかる県職員等の対応について 【人事企画課】・・・4

総 務 部



## 第2回米子児童相談所施設内虐待事案に係る検証チーム会議結果について

令和2年4月21日  
行政監察・法人指導課  
家庭支援課

3月19日に第2回米子児童相談所施設内虐待事案に係る検証チーム会議を開催しましたので、会議の概要について報告します。

### 記

#### 1 発生要因について

##### ○夜間指導員の採用・育成上の要因と一時保護の長期化

- ・米子児相の夜間指導員については、質を維持するための適切な研修やミーティングによる育成・指導が行われていなかった。(中央児相、倉吉児相では研修やミーティングが行われている。)
- ・令和元年度は米子児相において長期間の一時保護のケースが生じていた。

##### ○組織体制上の要因(3児相共通)

- ・平成18年度以降、児童虐待の件数が増加していく中、日中の相談業務に優先して正職員を配置し、一時保護所の宿直業務を非常勤の夜間指導員に切り替えた結果、夜間の保護体制が手薄となっていた。

##### ○子どもの権利擁護上の要因(3児相共通)

- ・子どもが虐待の兆候等を信頼できる大人に伝えるシステムが機能していなかった。
- ・「子どもの権利ノート」はあるが、近年見直しも行われず、活用されていなかった。

#### 2 再発防止策について

##### ○児童相談所の夜間2名体制

- ・夜間2名体制を整えることをきちんと報告書に入れてほしい。
- ・職員が疲れては良いケアができない。ローテーションがきつくならないように検討してほしい。  
→4月から中央児相、倉吉児相を含めて正職員+夜間指導員の体制とした。

##### ○夜間指導員の資質の確保(採用方法等の検討、研修・指導の充実)

- ・不適格者を排除するだけでなく、児相や家裁調査官の退職者など、適格者を得る努力をしてほしい。
- ・OJTや研修を充実し、採用した職員をどう育てていくかを対策の一つの柱にすべき。

##### ○子ども権利擁護の充実

- ・大学や一時保護を経験した人に協力してもらい、「子どもの権利ノート」を作り直してはどうか。
- ・権利擁護について求められるシステムを考案してほしい。

##### ○長期に渡る一時保護ケースへの対応

- ・夜間指導員と子どもとの関係が煮詰まらないよう、保護期間を短縮する可能性があれば方策を検討すべき(委託一時保護の活用等)。

#### 3 公表時期について

- ・刑事事件として立件されており、確定よりも前に早期発表すれば色々な問題が発生する。
- ・被害児童を特定される恐れがあることなど被害児童への影響を踏まえた対応が必要。
- ・本事案における公表時期について、特に問題はなかったと思う。
- ・公表は、事案の特徴に合わせて行わなければいけないので、こういう日程になるだろうと思う。

#### 【参考】検証チーム調査員

分野	所属	氏名
弁護士	米子東町法律事務所、子どもの人権広場代表世話人	安田 寿朗
児童養護施設等関係者	児童養護施設 鳥取こども学園園長	田中 佳代子
学識経験者(児童福祉)	鳥取短期大学幼児教育保育学科准教授	菅田 理一
保護者	鳥取県PTA協議会 副会長	荒瀧 美由紀

# 「住民基本台帳ネットワークに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務の特定個人情報保護評価書（案）」の再評価に係るパブリックコメント等の実施結果について

令和2年4月21日  
情報政策課

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づき、住民基本台帳ネットワークに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務の特定個人情報保護評価書（以下「評価書」という。）を再評価するにあたり、パブリックコメント及び県民参画電子アンケートを実施したので、結果について報告します。

## 1 パブリックコメントの実施概要

- (1) 応募期間 令和2年2月28日（金）から3月27日（金）まで
- (2) 応募方法
  - ・鳥取県ウェブサイトへの掲載
  - ・新聞広告への掲載
  - ・県庁県民参画協同課、各総合事務所地域振興局、日野振興センター日野振興局、東部・八頭庁舎及び県立図書館並びに各市町村役場窓口等におけるパブリックコメントの概要チラシの配架
  - ・報道機関への資料提供
- (3) 応募件数 1件（評価書に関する意見ではないが、「マイナンバー自体が幅広く活用されていない現状で、情報漏洩に取り組んでも効果は少ない」という意見があった。）

## 2 県民参画電子アンケートの実施概要

- (1) 回答期間 令和2年3月19日（木）から3月27日（金）まで
- (2) 回答数 106件（評価書に関するもの：75件、マイナンバー制度全般に関するもの：31件）
- (3) 評価書に係る主な意見
  - ・個人情報保護を保護する取組がしっかりとされており、評価できると思う。
  - ・従事者へのシステムの利用権限の付与について慎重に対応し、単独では運用できない仕組みや操作者を特定できるため、利用記録を残してチェックするなど、安心できる管理をして欲しい。
  - ・従事者の教育や啓発をしっかりと行い、組織として足並みをそろえて対応して欲しい。
  - ・内容がわかりにくい。
  - ・特に意見はない。

## 3 今後のスケジュール

- 令和2年5月12日 …… 第三者点検（鳥取県個人情報保護審議会）  
令和2年5月中旬～下旬 …… 修正等を行った評価書を修正特定個人情報保護委員会へ提出  
令和2年6月 …… 新たな評価書の公表、運用開始

### 《参考》特定個人情報保護評価とは

個人番号（マイナンバー）をその内容に含む個人情報ファイルを保有しようとする前に、個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するための適切な措置を講ずることを宣言（評価書の作成）するもの。特定個人情報保護評価は、直近の実施から5年を経過する前に再評価を行うこと（努力義務）とされている。概要は、別紙「住民基本台帳ネットワークに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務の特定個人情報保護評価書（案）の概要」のとおり。

(別紙)

## 住民基本台帳ネットワークに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務 の特定個人情報保護評価書(案)の概要

### 1 宣言概要

#### (1) 評価対象となる事務

##### ア システムの名称

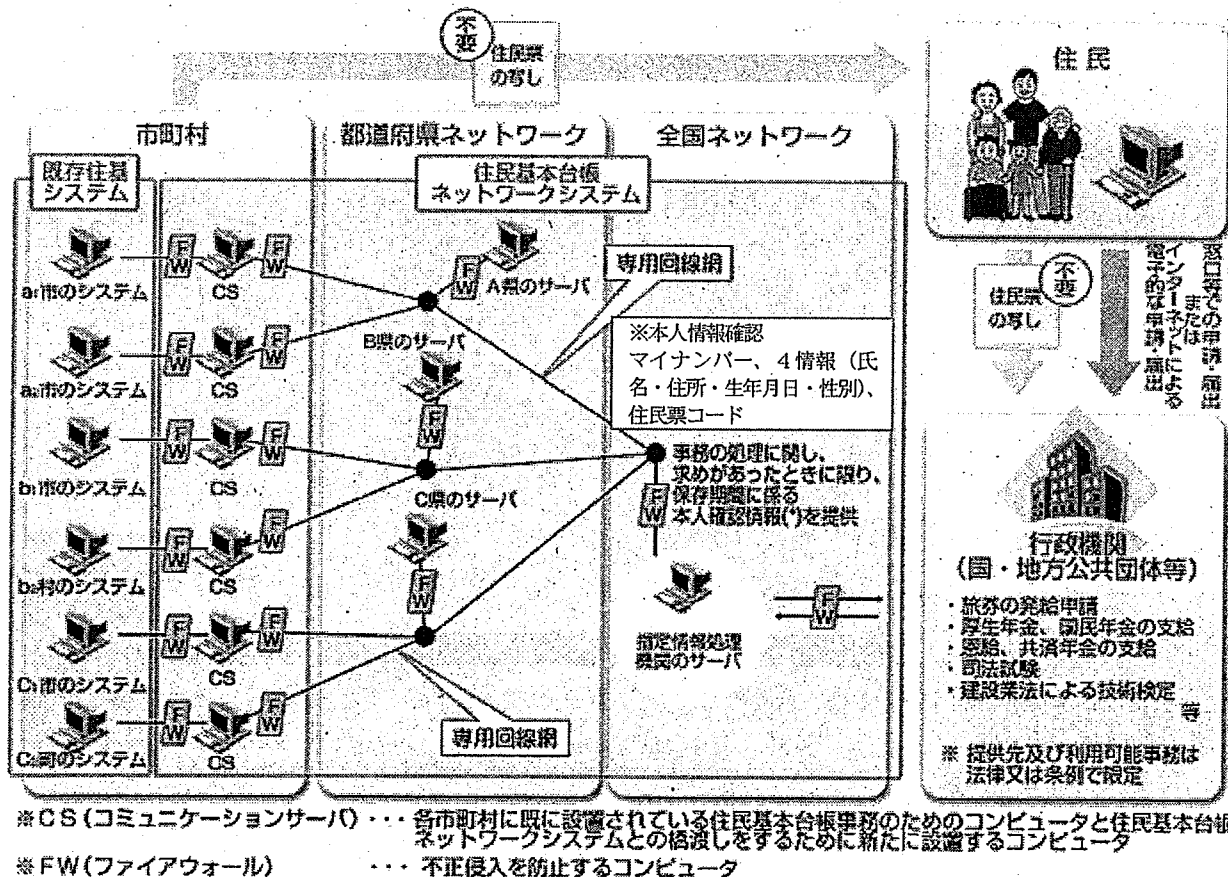
住民基本台帳ネットワークシステム (以下「住基ネット」という。)

##### イ 事務の内容

住基ネットに係る本人確認情報の更新、情報の提供及び開示等を行う。

##### ウ 取り扱うファイル名

都道府県知事保存本人確認情報ファイル(内容:鳥取県内の住民基本台帳に記録された住民の個人番号、氏名等の4情報、住民票コード及びこれらの変更情報)



#### (2) 主なリスク対策

##### ア 特定個人情報の入手

- ・市町村からの住基ネット(専用回線)による通知に限定。
- ・情報の正確性、真正性は市町村における厳格な本人確認により担保。

##### イ 特定個人情報の使用

- ・使用者を静脈による生体認証により限定、かつ使用する端末の操作権限の限定付与。

##### ウ 特定個人情報の保管・消去

- ・情報の保管場所への入退室管理やセキュリティ更新プログラムの更新作業等の対策を実施。
- ・情報は市町村の住民基本台帳の更新等に合わせて実施し、整合性を担保。

##### エ 自己点検・監査

- ・リスク対策等が評価書の記載内容のとおり実施されているか等を自己点検及び内部監査により確認。

##### オ 従事者への教育・啓発

- ・住基ネットのシステム操作者に対し、必要な知識の習得及びセキュリティに関する研修を実施。

## 新型コロナウイルス感染症にかかる県職員等の対応について

令和2年4月21日

人事企画課

全国の新型コロナウイルス感染者の拡大状況や政府が発令した全都道府県を対象とした緊急事態宣言を踏まえ、県外本部の職員や、県職員の出張の取扱い等について下記のとおり対応しています。

### 1 県庁BCP（業務継続計画）の発動について

全国を対象とした緊急事態宣言が4月16日に発令されたことを踏まえ、庁舎内の職員密度を下げるとともに、新型コロナウイルス感染症対策に人員を集中するため、県庁BCP（業務継続計画）を発動する。

- ・発動期間 4月20日（月）から5月6日（水）
- ・期間中は、不急の業務は休止・延期するとともに、可能な限り、在宅勤務に移行する。

また、今後の県内感染拡大に備え、更なる出勤者の削減を前提とした業務の休止・縮小を各部局で検討。

### 2 県職員の対応について

#### (1) 職員の出張制限について

県外、国外への出張を禁止する。

#### (2) 出勤することが困難な職員の対応について

以下の職員については、特別休暇、在宅勤務、自宅待機により出勤しないことが可能とする取扱いとする。

##### ① 特別休暇を取得できる職員

- ・職員又はその親族に発熱等の風邪症状がみられ、勤務しないことがやむを得ないと認められる職員
- ・新型コロナウイルス感染症対策に伴う小学校等の臨時休業その他の事情により、子の世話をを行う職員
- ・感染症予防法による健康診断、就業制限、入院、交通の制限・遮断により勤務することが困難であると認められる職員
- ・検疫法の規定により停留の対象となった職員

##### ② 在宅勤務を行うことができる職員

- ・基礎疾患等のある職員で重症化リスクが高いと認めた職員及び妊娠している職員
- ・県内の各学校が臨時休業となることに伴い子の面倒をみるために自宅に居る必要がある職員
- ・県庁BCP発動（期間：4月20日から5月6日）に伴い在宅勤務することとなる職員

##### ③ 職務命令による自宅待機の対象職員

- ・適切な感染防護なしに感染者と同居あるいは長時間の接触があった職員
- ・適切な感染防護なしに感染者の気道分泌液若しくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い職員
- ・適切な感染防護なしに感染症が疑われる患者を診察、看護若しくは介護していた職員

### 3 鳥取型オフィスシステムの推進について

執務機の配置を次のとおり見直し、飛沫等による感染リスクを軽減させ職員の感染防止の対策を強化。

パターン1：職員同士が対面でも向き合わず、執務機が同じ方向を向く配置（教室形式）

パターン2：執務機の間には間仕切り（ロッカー、段ボール等）を配置（段ボール形式）

パターン3：シマの中の職員同士の距離を離して執務機を配置（シマ拡散形式）

《パターン1（教室形式）》



《パターン2（段ボール形式）》



### 4 バックアップ体制の構築

公金の支払が止まらないよう、財務会計業務を担う所属（統括審査課、庶務集中課）を2グループに分け、別々の執務室で業務を行う。

還付等の税務業務については、各県税事務所・税務課の間で相互にバックアップを行う。

### 5 県外本部の対応について

緊急事態宣言を受け、県外本部（東京本部・関西本部・名古屋代表部）は4月8日から当面の間、「休業」とする。ただし、電話やメール等での問い合わせには対応するとともに、特別な事情により来所された方への対応は行う。

上記の対応業務に従事しない職員は原則として鳥取県内へ帰任する（県内で2週間の自宅待機等を経た後、県庁等の業務に従事）。

### 6 県職員採用試験

5月10日に予定していた鳥取県職員採用試験（氷河期世代チャレンジ枠・大卒（キャリア総合コース））の一次試験については、試験会場に東京、大阪が含まれていることから延期する。

